

水道管布設替工事(夜間工事)を行います

昨年度工事に引き続き、湯浅町別所・青木・東南道地内におきまして、国道42号線の水道管を地震に強い管(耐震管)に取り替える工事を行います。

国道での施工であり、夜間工事となるため、重機等の騒音などで周辺及び沿道の皆様には何かとご迷惑をおかけしますが、安全を確保するとともに、工事施設の明示等を行い安全対策には万全を期して施工いたします。何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■**工事期間** 令和4年4月～令和4年6月末(令和3年度繰越分)

令和4年8月～令和5年2月(令和4年度分)

■**施工時間・片側通行止め時間** 22時～翌日6時

■**工事施工内容**

- ・水道管(耐震)の布設
令和4年度分(管の太さ150mm 延長250m)
令和3年度繰越分(管の太さ200mm 延長60m)
- ・旧水道管の撤去
- ・舗装の復旧



災害時協力井戸の登録にご協力ください

問 水道事務所 ☎62-4171 ☎64-1108
総務課地域防災係(16番窓口)

大規模災害時に生活用水を確保するための井戸「災害時協力井戸」を募集しています。

■**災害時協力井戸とは?**

災害時、水道が使えなくなった場合にご近所に生活用水(飲用を除く)として提供していただけることを目的とした井戸になります。

ご家庭に生活用水としてご使用の井戸をお持ちの方で趣旨にご賛同いただける方は、ご登録をお願いします。



水道事務所からのお知らせ

問 水道事務所 ☎62-4171

水道基本料金の免除期間を9月まで延長します!

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年6月から水道基本料金を免除しています。依然として厳しい経済状況の下、各家庭、事業所等の経済的な負担軽減を図るため、令和4年9月検針分(10月請求分)まで免除期間を延長します。

※対象は、湯浅町水道事務所と給水契約を締結されている方です。

(マンション等共同住宅にお住まいの方は対象とならない場合がありますので、大家さんにご確認ください。)

※官公署・臨時の使用は除きます。

※免除した基本料金は、湯浅町一般会計で負担しています。

※令和4年10月検針分から、水道基本料金の請求を再開します。



第2回湯浅町水道料金等審議会を開催します

健全な水道事業運営を確保する適正な水道料金のあり方等について審議するため、昨年度「湯浅町水道料金等審議会」を立ち上げました。次回審議会を次のとおり公開で開催しますので、ぜひ会場へお越しください。

■**開催日時** 4月23日(土) 10:00～(受付 9:30～)

■**開催場所** 湯浅えき蔵 3階

※傍聴者の定員は設けておりませんが、会場の大きさ等の都合により、抽選となる場合がありますのでご了承ください。



定住促進奨励金を交付します

問 産業建設課管理係(18番窓口) ☎64-1124

定住促進と地域の活性化を図るため、湯浅町内に住宅を新築または購入しようとする若年層の方を対象に、住宅取得に対して新築100万円、中古40万円の奨励金を交付します。

住宅新築前、または購入前に
産業建設課管理係まで必ず
ご連絡ください。

奨励金額 **新築 100万円**
中古 40万円

(ただし予算の範囲内です)

◆**主な要件**

- ・湯浅町に定住の意志を持って居住していること。
- ・令和4年4月から令和5年3月までに住宅取得見込みの方。
- ・申請者が40歳以下であること。婚姻している夫婦の場合、いずれかが40歳以下であること。
- ・取得した住宅の所有者が申請者本人であること。婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれかまたは、共有であること。
- ・令和4年4月1日以降に住宅を湯浅町内に新築又は売買(建売住宅、中古住宅)により取得したもの。
- ・玄関、居室、便所及び台所を備えており、延べ床面積50平方メートル以上のもの。

※その他詳しい要件は、湯浅町ホームページにてご確認または担当係までお問い合わせください。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています